

日本外科学会教育委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会教育委員会（以下「委員会」という。）
(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の教育に関する業務を所管し、外科学の進歩及び普及並びに外科学に関する知識を普及することによって、国民の福祉に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 卒後教育セミナーの計画及び運営
- (2) 生涯教育セミナーの計画及び運営
- (3) ビデオライブラリーの計画及びその代行業務の管理
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な業務
(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。
(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。
(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。
(内規の変更)

第8条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この内規は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この内規は、平成26年4月2日から変更する。

日本外科学会邦文誌編集委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会邦文誌編集委員会（以下「委員会」という。）
(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の邦文による機関誌及び論文図書の編集に関する業務を所管し、外科学の進歩及び発展に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 日本外科学会雑誌の編集
- (2) 前号に掲げる雑誌の掲載規定に関する業務
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な業務
(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。
(編集幹事)

第6条 委員長は、委員会の議を経て、編集幹事を委嘱することができる。

- 2 委員長は、委員会の議を経て、編集幹事の中から、編集幹事長を委嘱することができる。
- 3 編集幹事は、委員長の指示のもとに、編集に関する業務を分掌する。
(招集等)

第7条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。
(定足数等)

第8条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本会の役員及び編集幹事は、委員会に出席して意見を述べることができます。
(内規の変更)

第9条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この内規は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

日本外科学会英文誌編集委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会英文誌編集委員会(以下「委員会」という。)

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第4号)に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の英文機関誌 *Surgery Today* 及び論文図書の編集並びに研究助成に関する業務を所管し、外科学の進歩及び発展に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 本会の英文機関誌 *Surgery Today* の編集
- (2) 前号に掲げる雑誌の投稿規定に関する業務
- (3) 当該年度の研究助成の対象者の選考
- (4) 次年度の研究助成の方針の審議
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務
(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(Associate Editor)

第6条 委員長は、委員会の議を経て、Associate Editorを委嘱することができる。

2 Associate Editorは、委員長の指示のもとに、編集に関する業務を分掌する。

(招集等)

第7条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第8条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員及び Associate Editorは、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第9条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

日本外科学会国際委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会国際委員会(以下「委員会」という。)

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第4号)に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、国際学会及び国外学会との連携並びに国内学会との協力に関する業務を所管し、本会の国際交流に寄与することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 国際学会の主催又は後援若しくは協賛に関する業務
- (2) 国際学会又は国外学会との調整に関する業務
- (3) 国際学会及び国外学会並びに国内学会の情報の収集と広報に関する業務
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な業務
(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

日本外科学会保険診療委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会保険診療委員会（以下「委員会」という。）

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の保険診療報酬に関する業務を所管し、外科学の進歩に即応する保険診療報酬の適正化を図ることを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 適正な手術料及びその他の保険診療報酬に関する調査と審議
- (2) 保険診療報酬の適正化に関する関連学会及び団体との協議と連携
- (3) 保険診療報酬の適正化に関する関係官庁及び団体との交渉
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な業務（構成等）

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

2 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

1 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この内規は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

日本外科学会医学用語委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会医学用語委員会（以下「委員会」という。）

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、外科学において使用される医学用語の整備及び統一に関する業務を所管し、外科学の進歩及び普及に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 外科学において使用される医学用語の収集及び調査
- (2) 外科学において使用される医学用語に関する関連学会との協議及び調整
- (3) 外科学において使用される医学用語の整備及び統一並びに周知
- (4) 外科学において使用される医学用語に関する図書の出版
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務（構成等）

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

2 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(実行委員)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、実行委員を委嘱することができる。

2 実行委員は、委員長の指示のもとに、委員会の業務を分掌する。

(招集等)

第7条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

1 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第8条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員及び実行委員は、委員会に出席して意見を述べることができます。

(内規の変更)

第9条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この内規は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

日本外科学会財務委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会財務委員会（以下「委員会」という。）

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の会計及び財務に関する業務を所管し、本会の円滑な運営に資することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本会の事業計画原案及びこれに伴う収支予算原案の編成
- (2) 本会の収支決算原案の作成
- (3) 理事会及び総会の権限に属する事項を除くその他の会計及び財務に関する事項の決議及び執行
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な業務（構成等）

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

日本外科学会専門医制度委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会専門医制度委員会（以下「委員会」という。）

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、外科学の進歩に即応する外科医の育成と、そのために必要とせられる制度について検討を行ふことを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本会専門医制度の実施及び改善に関する検討
- (2) 外科学の進歩に即応する優秀な外科医の育成のため必要な制度の検討
- (3) 日本専門医機構との協働による専門医制度を日本専門医機構との契約の下で適切に運用するための検討及び協議
- (4) 本会専門医制度規則（定款施行細則第8号）及び同施行規定に定められた業務
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務（構成等）

第5条 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長及び副委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(小委員会)

第8条 委員会に、専門医制度小委員会（以下「小委員会」という）を置くことができる。

- 2 小委員会の委員長及び小委員会の委員は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 小委員会は、委員長の指示のもとに、委員会の諮問に応じ、審議する。

(内規の変更)

第9条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この内規は、令和7年4月9日から変更する。

日本外科学会定款委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会定款委員会（以下「委員会」という。）

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の定款及び定款施行細則並びに諸規定（以下「細則等」）の適正な運用と整備に関する業務を所管し、本会の円滑な運営に資することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について理事長又は理事会の諮問に応じ、若しくは建議する。

- (1) 定款及び細則等の運用と整備
- (2) 定款及び細則等の疑義
- (3) 定款の変更
- (4) 細則等の新設又は変更
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務（構成等）

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

日本外科学会倫理委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会倫理委員会（以下「委員会」という。）

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、外科学及び外科医療における倫理に関する業務を所管し、その確立によって外科学及び外科医療の進歩に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について理事長又は理事会の諮問に応じ、若しくは建議する。

(1) 外科学及び外科医療における倫理に関する調査及び研究

(2) 前号の調査及び研究に基づく外科学及び外科医療における倫理の確立に資する総合的な方策の立案と実施

(3) その他前条の目的を達成するために必要な事項
(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(専門部会)

第8条 委員長は、次の各号の一に該当するときは、委員会に専門部会を設置することができる。

(1) 理事会が決議し、又は理事長若しくは委員長が設置の必要を認めたとき。

(2) 委員現在数の3分の1以上から設置の目的を示して請求を受けたとき。

2 専門部会の部会長は、委員長とする。

3 専門部会の部会員（以下「部会員」）は、委員長が委嘱する。

4 専門部会は、委員会の諮問に応じ、この内規第4条に定める業務の具体的な事項に関して審議する。

5 委員は、委員長から求められたときは、専門部会に出席して意見を述べなければならない。

6 部会員は、委員長から求められたときは、委員会に出席して意見を述べなければならない。

7 部会員の任期は、委嘱された日に始まり、委員会の諮問した業務の具体的な事項に関する審議の終了した日に終わる。

8 委員長は、理事会の決議を経て、専門部会に出席した部会員に費用弁済を行うことができる。

(内規の変更)

第9条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この内規は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

日本外科学会研究倫理審査委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）
(設置)

第2条 委員会は、日本外科学会倫理委員会内規（以下「倫理委員会内規」）第8条に基づき、専門部会の一つとして設置する。

(適用)

第3条 委員会は、一般社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）及び倫理委員会内規第8条に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第4条 委員会は、本会が主導で行う人を対象とする臨床研究について、医の倫理に関するヘルシンキ宣言等の趣旨を尊重しつつ、倫理的な観点から審査することを目的とする。

(業務)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事長又は倫理委員会の諮問に応じ、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を遵守して、次の業務を行う。

(1) 臨床研究の実施の適否等の審査

(2) 臨床研究の実施の適正性及び研究結果の信頼性を確保するための調査

(3) その他前条の目的を達成するために必要な業務
(構成等)

第6条 委員会は、委員長及び5名以上の男女両性の委員をもって構成し、次の当該者が含まれていなくてはならない。

(1) 倫理学又は法律学の専門家等の人文又は社会科学の有識者

(2) 一般的立場を代表する者

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第7条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第8条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第9条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この内規は、平成30年4月4日から施行する。

日本外科学会将来計画委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会将来計画委員会（以下「委員会」という。）
(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の円滑な運営及び将来の発展に資する総合的な方策の立案を行うことを目的とする。
(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について理事長の諮問に応じ、又は建議する。

- (1) 本会の現状及び将来の在り方に関する調査及び研究
- (2) 前号の調査及び研究の成果に基づく本会の運営の改善並びに将来の発展に資する総合的な方策の立案
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な業務
(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この内規は、平成29年4月26日から変更する。

日本外科学会臨床研究推進委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会臨床研究推進委員会（以下「委員会」という。）
(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。
(目的)

第3条 委員会は、外科領域における適切な臨床研究を支援し、科学的根拠に基づいた外科診療の推進に資することを目的とする。
(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 外科領域における臨床研究のあり方に関する検討
- (2) 適切な臨床研究の実施に関する学会員に対する教育
- (3) 外科診療に関するガイドラインの普及
- (4) 学会員の実施する臨床研究に対する助言、指導
- (5) 外科領域の臨床研究の情報や成果の普及・啓発
- (6) 臨床研究の推進を目的とした、関連学会、行政機関及び企業等との連絡・調整
- (7) 臨床研究セミナーの計画及び運営
- (8) 当該年度の臨床研究助成の対象者の選考
- (9) 次年度の臨床研究助成の方針の審議
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができます。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。
(実行委員)

第6条 委員長は、委員会の議を経て、実行委員を委嘱することができます。

2 委員長は、委員会の議を経て、実行委員の中から、実行委員長を委嘱することができます。

3 実行委員は、委員長の指示のもとに、実務に関する業務を分掌する。
(召集等)

第7条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。
(定足数等)

第8条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員及び実行委員は、委員会に出席して意見を述べることができる。
(内規の変更)

第9条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行

する。

2 この内規は、平成26年4月2日から変更する。

日本外科学会総務委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会総務委員会（以下「委員会」という。）

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、定期学術集会の円滑な運営に資することの検討、事務局管理に関する業務を所管することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 定期学術集会の準備・運営に関連すること
- (2) 事務局の労務管理に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な業務（構成等）

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めた者は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することが出来る。

附 則

1 この内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

日本外科学会学術委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会学術委員会（以下「委員会」という。）

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の学術活動に関する業務を所管し、外科学の進歩及び普及に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 定期学術集会の企画内容及びあり方に関する検討
- (2) 学術的な各種データの集積や解析に関する検討
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な業務（構成等）

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

日本外科学会情報・広報委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会情報・広報委員会(以下「委員会」という。)

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第4号)に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の活動に必要な情報を適切に管理し、本会活動内容や広く外科学・外科医療に関する情報を会員及び社会に広報することにより、外科学及び外科医療について会員の研鑽並びに社会の理解と信赖を支援する。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について理事長又は理事会の諮問に応じ、若しくは建議する。

- 1) 必要と認められる情報の収集、適正化、開示、及び管理
- 2) 広報体制の検討
- 3) その他前条の目的を達成するために必要な業務
(構成等)

第5条

- 1 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(実行委員)

- 第6条** 委員長は、委員会の議を経て、実行委員を委嘱することができる。
- 2 委員長は、委員会の議を経て、実行委員の中から、実行委員長を委嘱することができる。
 - 3 実行委員は、委員長の指示のもとに、実務に関する業務を分掌する。

(招集)

- 第7条** 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。
- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

- 第8条** 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 本会の役員及び実行委員は、委員会に出席して意見を述べることができる。
(内規の変更)

- 第9条** この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

日本外科学会 Case Report 誌編集委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会 Case Report 誌編集委員会(以下「委員会」という。)

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第4号)に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の英文誌 Surgical Case Reports 及び論文図書の編集に関する業務を所管し、外科学の進歩及び発展に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 本会の英文誌 Surgical Case Reports の編集
- (2) 前号に掲げる雑誌の投稿規定に関する業務
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な業務
(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 平成27年4月15日から施行する。

日本外科学会男女共同参画委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会男女共同参画委員会（以下「委員会」という。）

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、男女共同参画に関する業務を所管し、男女共同参画やワークライフバランスに貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 男女共同参画に関する調査及び研究
- (2) 前号の調査及び研究に基づく男女共同参画への方策の立案と実施
- (3) 男女共同参画に関する関連学会及び団体との連携
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な業務（構成等）

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。なお、副委員長は2名とし男性、女性各1名とする。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この内規は、平成28年4月13日から施行する。